

『認定こども園捜真幼稚園さくら会』規約

前文

認定こども園捜真幼稚園さくら会は、捜真幼稚園が2011年に創立56周年を迎えたことを期に、設立された。

本会は認定こども園捜真幼稚園が教育理念を実践するために支援を行う。

第1条（名称）

本会は認定こども園捜真幼稚園さくら会と称する。

第2条（目的）

本会は認定こども園捜真幼稚園の発展を願い見守ることを目的とする。

第3条（事務所）

本会は、事務所を横浜市神奈川区栗田谷42-43認定こども園捜真幼稚園内に置く。
必要に応じて他に従たる事務所を置くことができる。

第4条（支部）

本会は、必要に応じて支部を設置することができる。

第5条（事業）

本会は、目的達成のために次の事業を行う。

1. 認定こども園捜真幼稚園の支援に関する事業。
2. 会員の交流。

第6条（会員）

本会の会員は次の各号に該当する者で、本会に入会の申し込みをした者とする。

1. 認定こども園捜真幼稚園卒業生ならびに保護者
2. 認定こども園捜真幼稚園現教職員および旧教職員
3. その他、本会の趣旨に賛同するもの

第7条（会費および寄付）

1. 入会金はひとり1,000円とする。
2. 本会は会員その他より随時寄付を受けることができる。

第8条（退会）

本会の会員は下記により退会とする。

1. 書面による退会の届出
2. 本会の名誉を誇る行為があり、会長より退会を申し渡された場合

第9条（役員）

1. 本会に次の役員を置くこととし、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 書記 若干名
 - (4) 会計 若干名
2. 役員の任期は1期2年とし、2期までの再任を認める。
 3. 役員が任期途中で退任した場合には、後任役員の任期は前任者の残存任期とする。
 4. 会長が欠けた場合会長の職務はあらかじめ定められた順位により副会長が代行する

第10条 (委員及び委員会)

1. 本会は運営委員(以下「委員」という)を置き、会長が総会に推薦し、総会において選任する。
2. 委員は会長、副会長、会計、書記とともに委員会を構成する。
3. 委員会は会長の指示に従って会務を補佐・執行する。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 委員は任期満了後も後任者が就任するまで職務を継続する。

第11条 (監事)

1. 本会に監事を置き、毎年度会計監査を行う。
2. 監事は、総会において選任し、任期は2年とする。
3. 監事は、役員または委員を兼ねることができない。

第12条 (総会)

1. 総会は毎年1回ホームカミングデーの際に行う。
2. 会長が必要と認めた場合には臨時総会を開くことができる。
3. 総会に召集に当たっては、開催日の2週間前までに、会議の目的、日時、場所を 会員に知らせる。
4. 総会の議決は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は会長が決する。

第13条

本会の会計年度は、毎年総会開催月に始まり、翌年総会前月末に終わる。

第14条 (経費の支弁)

本会運営上必要な経費は、入会金、その他の収入をもって支払う。

第15条 (規約の変更)

本会の規約は総会の決議を経た後、変更することができる。

第16条 (解散)

1. 本会は、総会の決議を経た後、解散する。
2. 残余財産は全額、学校法人捜真バプテスト学園認定こども園捜真幼稚園に寄付するものとする。

この規約は、2025年11月24日の総会において承認されたのち、同日から執行する。